

本庄市議会傍聴規則

平成18年2月17日

議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、本庄市議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般傍聴席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受け、傍聴席に入場するものとする。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、代表者又は責任者の氏名及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受け、傍聴席に入場するものとする。

(傍聴券の提示)

第4条 傍聴券の交付を受けた者は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第5条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴の人員の制限)

第6条 傍聴の人員の制限は、議長がこれを定める。

(議席への入場禁止)

第7条 傍聴人は、いかなる理由があっても議席に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 帽子、えり巻又は外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。

(2) かさ、旗、標識の類を携帯しないこと。

(3) 飲食、喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(5) 携帯電話、スマートフォン等の通信機器は、音を発しない措置をとり、かつ、使用しないこと。

(6) 議場における言論に対して批判を加え、可否を表明し、又は拍手をしないこと。

(7) 静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこ

の規則に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月4日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年11月26日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。